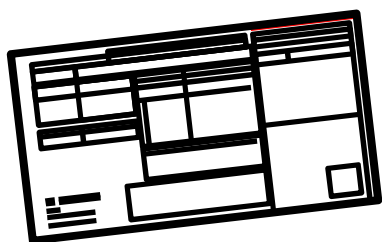


身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

!! 領収書を見せただけで契約!?



ガスの契約 変更は慎重に!

事例

先日、ガス代が安くなるので、乗り換えないかと業者が自宅に訪問してきた。少ししか使っていないため、乗り換えは必要ないと領収書を見せて説明し、帰ってもらった。
しかし、数日後契約書が届いて驚いた。(70代 女性)



対策

- ・ 領収書などを、気軽に渡さないようにしましょう!
- ・ 契約先を変更する際は、割引の条件等をよく確認しましょう!



- ガスの小売り自由化に伴い、ガスの契約先変更の強引な勧誘を行う事業者について、相談が寄せられています。「安くなるから」と勧誘され、よくわからないまま契約してしまった、というケースも見られます。
- 契約の変更を検討する際は、いきなり領収書を渡したりせず、まず現在の契約内容を確認し、切替えてどの程度割引になるか、また割引の条件等をよく確認しましょう。今後のガスの使用量などによっては、結果的に負担が増えることもあるので、注意してください。
- 訪問販売や電話勧誘販売では、クーリング・オフできる場合があります。不安に思ったら、消費生活センターに相談しましょう。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

イ ヤ ヤ
188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

5月

は消費者月間です



本年度のテーマは

「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」

消費者被害の未然防止や公正で持続可能な社会の形成に向けた消費行動について、この機会に考えてみませんか。

※消費者月間とは、国が毎年度テーマを定めて、消費者問題に関する啓発などの事業を集中的に行うものです。

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/edu/h31syouthisyagekkan.html>

常設展示

消費生活課では、消費者の学びの場として、常設展示やホームページのサポートサイトをご提供しています。ぜひご活用ください。

場所：かながわ県民センター2階展示スペース

内容：・消費生活相談の事例や対処法の紹介、消費生活に関する情報などを紹介するパンフレット等の配架

- ・人や社会や環境に配慮した、私たちにもできる買い物の仕方を紹介するパネル展示
- ・国際フェアトレード認証を解説するパネル展示 など

つながる・かながわ消費者教育-かながわ消費者教育サポートサイト-

URL:<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/edu/index.html>

検索



つながる・かながわ

知っておきたい 消費生活のキーワード



ガス小売り自由化



ガス小売自由化：2017年4月1日、都市ガスの小売全面自由化がスタートしました。現在、敷設されているガス管を利用して、これまでの都市ガス会社だけでなく、新しく参入する会社もガスを供給・販売することができ、会社を選ぶことができるようになりました。それぞれの都市ガス会社や新規参入の会社が用意する料金やサービスを自由に選ぶことができるようになり、価格も自由に設定できるため、事業者間の競争ができるようになりました。ポイントサービスや定額制、電気や光回線などのセット割など、料金メニューが多様化しています。数が多ければ選択が難しくなります。ユーザーは新料金プランを選ぶに際しては冷静に考え混乱を起こさないよう注意する必要があります。

○ガス小売り自由化についての相談窓口

電力・ガス取引監視等委員会 相談窓口

TEL: 03-3501-5725 (直通)

(受付時間 9:30-12:00、13:00-18:15)

<https://www.emsc.meti.go.jp/general/consult.html>

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



神奈川県



くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ
消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>
Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>
Twitter(かながわ中央消費生活センター) https://twitter.com/kanagawa_shouhi

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506